No. 113
【平成 26 年 9 月 1 日発行】
毎月 1 日と 15 日に発行します。

川俣町災害対策本部からのお知らせ

H26.9.1
No.113

川俣町主催

福島県弁護士会による原子力損害賠償の無料相談会

日　　時：平成 26 年9月２０日（土）　午後１時～午後６時
場　　所：川俣町保健センター　和室
対 象 者：山木屋地区の方、自主避難の方、原子力損害賠償等で相談したい方等
相 談 料：無　料
受付時間：午前８時 30 分～午後５時（平日）
※　事前予約制：前日まで電話等で予約をしてください。
※　個別相談は１回６０分以内、継続相談も無料です。
（予約の状況で受付できない場合もあります。）

問　い　合　わ　せ
事前予約（申込）窓口
原子力災害対策課　住民支援係
電話 566-2111　内線 1702・1703

「就職相談会」開催のお知らせ

県内の事業所に就職を希望する方を対象に、福島就職支援センターの相談員（キャリアカウンセラー）による就職相談会を開催します。

日　　時：平成 26 年９月 25 日（木）　午前 10 時 30 分～午後３時 30 分
場　　所：川俣町中央公民館　１階　第１展示研修室
対 象 者：町内に居住する方（震災などの影響により町内に避難されている方も対象）
内　　容：個別の就職相談、職業紹介、応募書類作成　など
（お話を伺い、希望・条件に合った仕事を探します。）
相 談 料：無　料（事前申込みは不要ですが、予約もできます。）
そ の 他：１０月は１０月２１日（火）に開催します。

問い合わせ
申 込 窓 口
原子力災害対策課 住民支援係
電話 566-2111 内線 1702・1703

原子力損害賠償巡回法律相談の御案内（９月）

福島県が福島県弁護士会と連携し弁護士による対面の法律相談を実施しております。
相談料は無料ですので、損害賠償請求手続きについて不明な点などご相談ください。

予約受付時間　午前８時 30 分～午後５時 15 分（平日）
実 施 時 間　午後１時 30 分～午後３時 50 分（相談時間 30 分）

事前予約制

実施市町村	実　施　日	実 施 会 場（所　在　地）
二本松市	９月 10 日(水)	福島県二本松合同庁舎２階会議室（二本松市金色 424 番地の１）
南相馬市	９月 11 日(木)	福島県南相馬合同庁舎北庁舎１階県政相談室（南相馬市原町区錦町 1-30）
福 島 市	９月 17 日(水)	福島県青少年会館１階第６研修室（福島市黒岩字田部屋 53-5）

問 い 合 わ せ
事前予約受付先
福島県　原子力損害対策課
電　話 024-523-1501

原子力損害賠償（宅地・建物）不動産鑑定士による巡回相談の御案内

福島県では、東京電力への宅地・建物に関する損害賠償請求手続（宅地、建物の賠償額の見方や算定の方法、現地評価の実施等）について、福島県不動産鑑定士協会と連携し、不動産鑑定士による対面の相談を実施しております。（相談は無料です。）

事前予約制となりますので、当日持参する書類等、詳しい内容については、下記問い合わせ先にご相談ください。

実施時間：午後１時～午後４時 25 分（相談時間 30 分）

実施市町村	実　施　日	実 施 会 場（所　在　地）
福　島　市	９月 19 日(金)	福島県青少年会館　第８研修室 （福島市黒岩字田部屋５３番５号）

【対象者】避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に宅地、建物を所有する個人の方で、東京電力から「賠償金ご請求書②」が手元に届いた方。

問 い 合 わ せ／事前予約受付先　福島県 原子力損害対策課　電　話 024-523-1501

賠償金ご請求書②（個人）を相談時に必ずご持参ください。

災害弔慰金・被災者見舞金・災害障害見舞金について

平成 23 年３月 11 日「東日本大震災」発生当時、川俣町に住所を有し、東京電力福島第一原子力発電所における事故により「避難のための移動や避難所生活等」を余儀なくされ、この避難が原因でお亡くなりになられた方に支給されます。

●原発事故による避難等が原因で亡くなられた方
（川俣町災害弔慰金支給審査委員会にて災害弔慰金の認定の審査を行います。）

災害弔慰金

原発事故により「避難のための移動や避難所生活等」が原因で死亡され、川俣町災害弔慰金支給審査委員会において震災関連死と認定された方に支給されます。

被災者見舞金

川俣町災害弔慰金支給審査委員会の審査の結果で、災害弔慰金が不支給となった方について、川俣町災害見舞金支給要綱に基づき該当された方に支給されます。

●原発事故による避難等が原因で障害を負った方
（川俣町災害弔慰金支給審査委員会にて災害弔慰金の認定の審査を行います。）

災害障害見舞金

「避難のための移動や避難所生活等」を原因に精神又は身体に著しい障害（両眼失明、精神障害による要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断など）を有し、川俣町災害弔慰金支給審査委員会において震災関連と認定された方に支給されます。

※ 書類提出後《川俣町災害弔慰金支給審査委員会》による審査があります。
※ 審査には時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。
◆ ご不明な点は下記までお問い合わせください。

問い合わせ／書類提出先　総務課 消防交通係　電話 566-2111 内線 1104

宅地関連災害復旧事業
今年2月の大雪による被害も対象です

1 対象となる災害

対象災害	(1)東日本大震災による被害 (2)平成24年4月4日発生の暴風による被害 (3)平成26年2月の大雪による被害 ※(1)と(2)及び(3)とも、それぞれ別個に申請できます。

2 対象要件及び対象者

対象要件	○ 住宅、蔵、物置、車庫（カーポートも含む）等の建物 ○ 現に住んでいる住宅(外便所、外風呂を含む)が建っている敷地 ※1 建物の修繕の場合は、り災証明書の添付が必要になります。 ※2 建物には、門扉、ブロック塀、フェンス等の構造物は含みません。 ※3 貸し物件や店舗は、建物であっても対象となりません。 ◆記載以外、該当要件がいくつかありますので、下記までお問い合わせください。
対 象 者	○ 東日本大震災による被害については、平成23年3月11日（地震発生時）に川俣町に住所を有し居住していた方。 ○ 平成24年4月4日発生の暴風による被害については、同年4月4日に川俣町に住所を有し居住していた方。 ○ 平成26年2月の大雪による被害については、同年2月8日に川俣町に住所を有していた方。

3 補助金の対象、補助率及び補助金額

補助対象経費	1の災害により、2の「対象要件」の修繕に要した工事費、または資材費、重機借上費、人夫費で合計額が2万円以上
補 助 率 及び 補助金額	◆補 助 率　　上記補助対象経費の合計額の2分の1 ◆補助金額　　下限額1万円　上限額20万円

4 申請期限

申請締切	平成27年3月31日(火)まで ※ 期日までに修繕が完了し、修繕費用の支払いが済んでいること。

5 ご用意いただくもの

●修繕前と修繕後のお写真　●修繕費用の請求書（見積書）※1 ●領収書 ※2 ●通帳※3　●認印

- ■ 申請者は世帯主です。
- ■ ※1、※2は世帯主宛、※3は世帯主名義です。
- ■ 通帳の写しをご持参の場合、振込先〈金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(フリガナ)まで〉の確認のできるものをご用意ください。

6 補助の対象とならないもの

（1）東日本大震災、平成24年4月4日の暴風、平成26年2月の大雪による被害でないもの
（2）住んでいない住宅の敷地
（3）町税等の滞納がある場合
（4）貸し物件(貸家、アパート等)、店舗(店舗兼住宅については店舗部分は対象外)

井戸災害復旧事業

対象災害	○ 東日本大震災による被害
対象要件	○ 井戸ポンプの損傷・井がわの補修・水枯れによる新たな井戸のさく井等、水源の確保にかかった費用

※ 町の水道への移設工事は、補助の対象とはなりません。
※「補助対象経費・補助率及び補助金額」、「申請期限」、「ご用意いただくもの」については、上記の宅地関連災害復旧事業における（3～5）と同様です。

【補　足】
申請は、各補助事業「宅地及び建物」・「暴風」・「大雪」・「井戸」とも、それぞれ一度のみになりますが、同じ対象災害で補助金額が上限額の20万円に満たない場合は、差額分の追加申請が可能です。

※ 詳細については下記までお問い合わせください。
【問い合わせ】総務課 消防交通係　電話566-2111 内線1104

モニタリングポスト放射線量測定結果表

No	地区	月日 測定地点　高さ　1ｍ	測定月日 8・22
1	川俣	川俣幼稚園（50cm）	0.12
2		川俣すみよし保育園（50cm）	0.11
3		川俣小学校（50cm）	0.14
4		川俣南小学校（50cm）	0.15
5		川俣南幼稚園（50cm）	0.15
6		川俣中学校	0.13
7		川俣町中央公民館	0.16
8		川俣町役場	0.16
9		川俣わいわいクラブ（50cm）	0.16
10		川俣大作児童遊園（50cm）	0.17
11		川俣町中央公園	0.25
12		川俣壁沢団地(50cm)	0.30
13		川俣七窪団地(50cm)	0.17
14		川俣賤ノ田団地(50cm)	0.13
15	富田	鶴沢 富田小学校（50cm）	0.11
16		鶴沢 富田幼稚園（50cm）	0.09
17		鶴沢公民館	0.18
18		鶴沢道の駅川俣	0.18
19		川俣ふもと川団地(50cm)	0.24
20		小神公民館	0.14
21		川俣町体育館	0.19
22		東福沢 農村広場	0.21
23		西福沢 福沢公民館	0.26
24		西福沢 川俣町美術館	0.13
25		福沢栗和田コミュニティーセンター	0.20
26		福沢西方コミュニティーセンター	0.30
27	福田	羽田 福田小学校(50cm)	0.11
28		羽田 福田幼稚園（50cm）	0.18
29		羽田 福田公民館	0.10
30		秋山集会所	0.20
31		秋山駒ザクラ休憩所	0.27
32		秋山板橋(霊山町境界)	0.24
33	小島	小島公民館	0.11
34		小島下ノ町集会所	0.29
35		小島水境山(月舘町境界)	0.71
36		小島田代コミュニティーセンター	0.21
37		小島小ヶ坂集会所	0.26
38	飯坂	飯坂小学校（50cm）	0.15
39		飯坂 川俣高校	0.12
40	飯坂	飯坂 峠の森自然公園	0.16
41		飯坂 やまゆり保育所(50cm)	0.14
42		飯坂水境(飯舘村境界)	0.53
43		飯坂入組集会所	0.32
44		川俣中道団地(50cm)	0.12
45	大綱木	大綱木公民館	0.15
46		大綱木境木トンネル前	0.34
47		大綱木下組集会所	0.30
48	小綱木	小綱木公民館	0.19
49		小綱木仲田多目的集会所	0.14
50		小綱木消防コミュニティーセンター	0.19
51	山木屋	山木屋３区 戸草集会所	0.19
52		山木屋乙８区コミセン	0.83
53		山木屋９区 田代集会所	0.22
54		山木屋駐在所	0.29
55		山木屋４区コミュニティーセンター	0.23
56		山木屋小学校(50cm)	0.28
57		山木屋中学校	0.23
58		山木屋篭世戸山（国道１１４号沿）	0.51
59		山木屋行合道交差点（国道 114 号沿）	1.01
60		山木屋水境(浪江町境界)	1.57
61		山木屋田代・羽附境(浪江町境界)	0.37
62		山木屋下田代(二本松市境界)	0.26
63		山木屋大沢山(国道１１４号沿い)	0.67
64		山木屋長橋	0.36
65		山木屋比曽境(飯舘村境界)	1.21
66		山木屋木ノ間山	1.50
67		山木屋１区集会所	0.36
68		山木屋甲２区集会所	0.50
69		山木屋乙２区集会所	0.56
70		山木屋５区集会所	0.42
71		山木屋７区多目的集会所	0.39
72		山木屋甲８区集会所	0.33
73		JA 新ふくしま山木屋支店	0.46
74	小綱木	長滝/路上端(舗装上) 5/30	0.16
75		管立目路上端(草地上) 5/30	0.14
76		若松/用水路（草地上） 5/30	0.53
77		東大柴/路上端(舗装上) 5/30	0.32

※川俣町ホームページでは、10 分毎の測定が確認できます。

【記事に関する問い合わせ】原子力災害対策課 住民支援係　電話 566-2111 内線 1702・1703

「空間線量計」の貸出について

町では、ハンディタイプの空間線量計の貸し出しを行っています。貸し出しの際は、簡単な取扱説明書も一緒にお貸ししますので、お気軽にお申し込みください。

<貸出方法>

貸出期間は当日を含め**８日間**です。

貸出を希望される方は、身分証明書（運転免許証、健康保険証など）をご持参のうえ、原子力災害対策課までお越しください。なお、休日等の閉庁日は町中央公民館宿直室にて、貸出・返却業務を行っています。（時間８：30～17：15）

※　線量計には数に限りがありますので、全台貸出中の際は改めてお越しいただくこともあります。

※　各地区公民館の機器貸出については、各公民館にお問い合わせください。

【問い合わせ窓口】　原子力災害対策課　除染対策係　電話 566-2111　内線 1705

放射性物質検査結果

町の上水道、簡易水道（飯坂地区）の放射性物質検査を週１回(火)に行っていますが、放射性ヨウ素、放射性セシウムは検出されていません。

※ 放射性セシウムの新基準値(平成 24 年４月１日より)

● 飲料水：10 ベクレル/キログラム

【問い合わせ】建設水道課 水道室　電話 566-2111 内線 1604・1605

採水日	8/19	
	放射性ヨウ素	放射性セシウム
上水道	※検出せず	※検出せず
簡易水道	※検出せず	※検出せず

【検査機関】福島県衛生研究所

【検出限界値】１ベクレル/キログラム

※「検出せず」とは、測定結果が検出下限値を下回ったことを示しています。